

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrroukairou@yahoo.co.jp

2022年
11月1日
第463号



JR東海労



http://jrroukairou.sakura.ne.jp/

JR東海労働組合

発行人 木下 和樹
編集人 高山 浩

3. 5ヶ月満額回答を目指す!

年末手当団交がスタート

本部は10月24日、2022年度年末手当第1回団交交渉を開催しました。JR東海労は、3.5ヶ月、専任社員はプラス5万円、コロナ慰労金10万円を要求しました。会社はこの間、コロナ禍による旅客輸送量の減少を理由に、4期にわた

り期末手当の大幅削減を強行しました。コロナ禍前の2016〜2019年度の4年間の期末手当は、夏3.05ヶ月、冬3.0ヶ月です。それを基準にすると、合計3.3ヶ月分の賃金がカットされた計算になります。以下、今団交における

要求の趣旨です。会社は令和4年度第1四半期で純利益470億円を発表した。昨年の令和3年度第1四半期では純損益が263億円で赤字から黒字に転じた。明らかにならぬコロナ禍ではあるが、経営状況が改善する証左である。また、会社

は運輸収入予測を2018年度比で年度末には80%戻ることを明言している。このことは現場の社員の計り知れない苦労によって実現できていることであり、2022年度年末手当を取り巻く状況は、社員にとって明るい材料のひとつであり、大きな期待を寄せている。

しかし、会社は協約改訂交渉の回答時に「新型コロナウイルス感染症の影響により、平成30年度比で新幹線の輸送人キロは67.8%、在来線の輸送人キロは80.9%にとどまっております。引き続き極めて厳しい状況である。」と挨拶を行ったが、その一方で、「健全経営と安定配当」と、オウム返しのような言葉を繰り返している。無駄な投資とも言えるリニア建設を進めている。

また、役員報酬のほんの僅かな減額などその「覚悟」の程ははしれている。コロナ禍の状況の中で、組合員、社員はコロナウイルス感染に怯えながら、何ら平素と変わらないことなく仕事をし、安全・安定輸送を担ってきた。その一方で、最大の経営資源と捉えているならば、組合員、社員への期待も含めて要求通りの年末手当を支給するべきである。

元職場に戻せ！ 本橋書記長が提訴！ 淵上さんは第2回口頭弁論

本部本橋書記長は10月7日、SEK(新幹線エンジニアリング)の意向を取り消しを求めて、東京地裁に提訴しました。裁判所には多くの仲間が激励に駆けつけました。本橋書記長は7月末で60歳を迎え、7月を越えたとSEK出向のままとな

なるため、7月7日に仮処分申立を行いました。第1回審尋が7月26日に開催され、出向によってどの程度組合活動に支障があるのかが焦点となりました。しかし、本人の同意があるかどうか、労働協約があるかどうかなどについて十分な審議ができませんでした。しかも、会社側の答弁書は審尋の前日に届く有様で



した。本橋書記長の反論の機会として、第2回審尋が9月9日に予定されましたが、それでは仮処分申立の意味がなくなることから、やむなく8月26日に仮処分申立を取り下げました。そこで改めて、本人の同意なき出向命令の取り消しを求めて提訴しました。就業規則で54歳原則の出向は謳われているものの、JR東海労との出向に関する協約・協定がない中で、本人の同意なき出向命令は無効です。同時に本橋書記長を出向に出すことは、労働協約第6条に謳われている勤務時間内の組合活動(経営協議会などの労使交渉、大会・委員会・執行委員など)を妨害する不当労働行為です。

大阪第二運輸所に戻せ！ 前田さんが仮処分申立と提訴！



提訴にあたり、本橋書記長は「この裁判で会社による組織破壊の意図を暴露し最後まで闘う」と表明しました。また同日、淵上利和さんの地位確認等請求事件の第2回口頭弁論が開廷されました。弁論終了後、

淵上さんは「会社は、出向社員は人事課所属と主張しているが出向そのものが違法である。会社は新たな効率化施策実施を目指している。若い社員の将来が危うい。共に闘うことを訴えていく」と表明しました。

た。また、総務省発表の8月の消費者物価指数は前年同月比2.8%も上昇し、電気・ガスに至っては20%を上回る値上がりを見せ、家計を直撃している。会社も認識しているように、旅客も一時と比べ増加傾向にある。そして、何よりも、この間の社員の苦労によって積み上げられてきた多大な内部留保金もあり、4期連続の2.2ヶ月支給のようになり、年末手当を減額することには認められない。逆に、このような時だからこそ、人材を最大の経営資源と捉えているならば、組合員、社員への期待も含めて要求通りの年末手当を支給するべきである。

新幹線関西地本の前田稔さんは10月25日、大阪第二運輸所への職場復帰を求め、大阪地裁に仮処分申立を行いました。また、28日にも地位確認等請求訴訟を提起しました。

前田さんは、60歳定年を迎える直前、本人の同意を得ずに会社から関西

診断書強要行政訴訟第1回口頭弁論

成田さんが意見陳述

診断書強要行政訴訟第1回口頭弁論が10月24日、開廷されました。原告を代表して本部成田特別執行委員が意見陳述を行いました。以下、陳述書の内容です。

私たちがJR東海労働組合が都労委に救済申し立てをする事になった発端は、組合員の「年休に診断書は必要ないだろう」というごく当たり前の声からでした。

この声を発した組合員は、2015年10月に骨折し、その手術の際に足に埋め込まれたプレートを摘出するために会社に2016年10月6日から17日までの年休を申請しました。

ところが、10月に入ってから当該組合員は突如管理者から「入院したら後で診断書を出してください」と告げられました。当該組合員は、診断書提出を告げられた管理者の他にも複数の管理者に対して「年休に診断書は必要ないのではないのか」との疑問を投げかけました。だれ一人明確な答えを返す管理者はいませんでした。

そして、この組合員は組合と相談し、「苦情申告」をしましたが、会社側は一方的に苦情処理会議の開催を拒みました。この事態を重く受け止めた組合がこの件に関して団体交渉を申し入れましたが、これも会社側が一方的に拒みました。社員が、会社の決めた就業規則に対して疑義を生じ、会社に対して

説明を求めた場合、真摯に対応するのが本来の会社のあるべき姿であり、ましてや労働組合が協議を申し入れた場合に、これに真摯に対応するのが正常な労使関係を構築するためには不可欠です。

しかし、会社はこれらに全く対応することなく、「会社の決めたことには黙って従え」と言わんばかりの姿勢を崩すとはありませんでした。これは、前近代的な労務管理・労組対策と言わざるを得ません。

私たちは、こうした会社の姿勢をただすべく2017年7月14日に東京都労働委員会に救済申し立てをしました。

また、団体交渉を拒否することは、労組法違反になるどころか、憲法28条に定める労働三権を否定することになります。

また、組合が労働協約を求めるとは、すでに明らかで、診断書の提出を求めるとは、労基法により労働者に与えられた権利を否定することになります。

また、団体交渉を拒否することは、労組法違反になるどころか、憲法28条に定める労働三権を否定することになります。

しかし、窓口折衝は労使慣行などではなく、団体交渉を拒む会社が窓口折衝から前に進めないだけの事です。そもそも、団体交渉を開催せずに窓口折衝で済ませることを労働委員会が肯定して良いのでしょうか。

組合は、組合員の労働条件に関わる件は団体交渉で議論するように求めていますが、会社は労働協約の附議事項を盾に譲りません。

また、組合が労働協約を求めるとは、すでに明らかで、診断書の提出を求めるとは、労基法により労働者に与えられた権利を否定することになります。

会社の主張は虚偽だ！ 強制出向裁判弁論、仮処分審尋

新幹線関西地本の下茂春美さんと西三喜夫さんの強制出向裁判(地位確認等請求事件)第4回口頭弁論が9月28日、開廷されました。下茂さん、西さんは、会社の答弁書や準備書面に対する反論を、以下の通り陳述しました。

また、10月5日に行われた西さんの仮処分申立第3回審尋においても、

同様の反論を陳述しました。

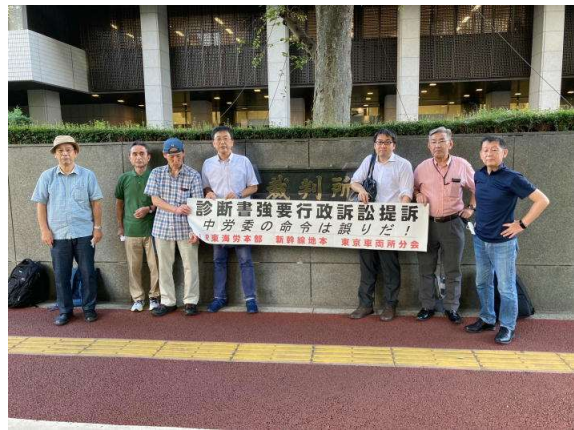
【原告】乗務員が不足しており、休日出勤が発生したり年休が取りづらくなっている。

【会社】就業規則等に「就業規則等」は、使用者は労働者の個別の同意を得ることができ、

【原告】本件出向は、大きく業務内容が変更される労働協約がない。在籍出向ではなく実質は転籍出向である。よって、個別同意は必要である。

【会社】定年後再雇用は全く新たな契約の締結である。

【原告】「定年退職後も雇用を希望する者について：定年退職後の翌日から雇用する(就業規則)」とされている通り、全く個別の新しい契約ではない。



9月23日にJR東海東

【会社】本件出向命令は業務上の必要性(新幹線乗務員の余剰人員の雇用確保)に基づく命令である。

【原告】大阪第一、第二運輸所のJR東海ユニオン組合員6名を、出向命令の打診が始まる直前に、出向を命じない名古屋運輸所に異動させている。

【会社】原告や組合に対して丁寧な説明や真摯な議論を行っている。

【原告】丁寧な説明や真摯な議論は一切ない。

【原告】専任社員の従事すべき業務は「定年退職時に従事していた業務」とされている。使用者は現場から排除したい労働者に対し出向命令を発し、専任社員となった後に出向命令の効力が否定されたとしても、出向先での業務がその契約内容になるといふ脱法を許してしまうことになる。

リニア訴訟は今!

リニア実験線の被害状況が浮き彫りに! 裁判官などによる現地見聞が実現!

ストップ・リニア! 訴訟の原告が長い間、東京地裁に要請してきた山梨リニア実験線における被害状況についての現地見聞が9月12日、裁判官3名による現地進行協議という形で実現しました。

都留市川茂地区の民家

路線から1000〜1500mの民家で72〜80db程度の騒音被害があり、トンネル出入時の微気圧波で部屋の建具がガタガタと揺れる。テレビの音声なども聞き取れない。また、路線に近い75m程の距離の民家で74〜84dbを確認。家族の会話が成り立たない。微気圧波の振動も酷く、建具、食器などが揺れ、精神的苦痛を受けている。騒音が裏の山にぶつかって酷くなる。子どもたちが勉強できないと言っている。窓を二重サッシにしたが変わらない。9月4日にJR東海の説明会があり、「フードをかぶせることができないので、この辺りに融雪施設をつくるから一帯14軒の土地を譲ってくれ」ということだった。寝耳に水のような話で、設計ミスのはずなのに、こちらにばかり負担がかかる。笛吹市御坂町上黒駒地区

車両基地と県道を挟んで15mの位置で、トンネルに挟まれた明かり区間である。騒音とトンネル出入時の微気圧波の影響を受けている。特に秋山側トンネルの方は、微気圧波がひどく家が揺れる。将来営業運転が始まれば、本数、車両数も増えてもつと酷くなる。また住民の要望をJR東海がなかなか聞いてくれない。また、基地に設置された空調のブーンという音が四六時中して、これについては対応して

の民家

高架橋(高さ10〜20m)から30mほど北で、日照の被害が酷い。9月から自宅は日陰になり、3月まで続く。特に11月中旬〜1月中旬は完全に日陰になる。冬季の暖房代が家族2人分で30年一括払いで520万円の補償があったが、2部屋分の補償でしかも30年で打ち切られる。枯死した庭の木があり、池の錦鯉も水温低下で死んだ。

同地点近辺の突発湧水現場

トンネル掘削により、毎分30mの地下水が出水。そのため出水現場から金川上流の右岸約6kmの沢水が涸れた。そのためか、野生動物(猪や鹿)

が人家近くに出没するようになった。笛吹市八代町竹居地区の桃畑

トンネル工事により竜蛇川の支流が完全に水枯れとなり、桃畑もそこからの給水が不可能になった。そこでJR東海に給水設備の設置を要望したが容易には応じず、何とか設置にまでこぎつけた。しかしJR東海はリニア工事との因果関係を認めていない。

同地区の井戸枯れ

実験線の工事が始まった2009年6月から少し経った頃、自宅周辺一帯の井戸水が枯れ始めた。これについてはJR東海から補償があったが、自宅の井戸は深かったため、遅れて井戸が涸れた。JR東海に交渉したが「もう補償は終わって事務所も撤退している」と言われ、補償はされず、結局自費で掘り直した。

国・JR東海、反論の尋問でまず! ストップ・リニア! 訴訟

「ストップ・リニア! 訴訟」第24回口頭弁論が10月17日、開廷されました。

原告側証人尋問が行われ、多くの組合員が傍聴しました。

午前中は、地生生態学者(ジオエコロジ)の小泉武永先生が約1時間にわたり、南アルプスの生態系、地層等について証



言し、最後に丹那トンネル工事で漏れたした水は芦ノ湖の3杯分で、丹那盆地で行われていた稲作やわさび栽培はできなくなったと指摘しました。

これに対して、被告・国は「証人は地生生態学者であって土木工学やトンネル工学の専門ではありませんね」の一言のみの反

対尋問にとどまりました。また補助参加人・JR東海からの反対尋問はありませんでした。午後からは、地質学者の松島信幸さんとリニア新幹線を考える東京・神奈川連絡会共同代表の天野捷一さんの尋問が行われました。松島さんは、南アルプスの地質の問題から、トンネル工事の無謀さを指摘しました。反対尋問は、小泉さんと同様「土木工学やトンネル工学の専門ではありませんね」のみで、傍聴席から失笑が漏れ出しました。JR東海の代理人からは「国交省の有識者会議の発表で大井川に湧水を戻せば問題ないとなっ

ているのを知っていますか?」だけでした。天野さんは、地域説明会の杜撰さと川崎市におけるリニア建設のメリツトについて証言しました。国側からの反対尋問は「あなたは、JR東海の説明会にご不満があると言うことですね」「リニア建設は、あなたにと

って何もメリットがないと言いたいのですね」の2点のみで、個人的問題で証言していると導きた。尋問はありませんでした。

湧水は黒部ダムの10倍!

静岡県リニア工事差止訴訟

静岡県リニア工事差止訴訟第7回口頭弁論が9月9日、開廷されました。静岡地本は組合員3名が傍聴と報告集会に参加しました。

報告集会では、署名を更に集めるために新しいパンフレットをつくり、街頭での署名活動を行なっているという報告がされました。また、工事中の湧水流失をJR東海は10ヶ月間と試算しています。黒部ダム建設時の破

砕帯の幅は約80mであり10ヶ月間湧水が流出していました。しかし、大井川が位置する破砕帯の幅は約800mです。破砕帯が10倍あるのに流出の期間が同じ10ヶ月とする試算に無理があるのではないかと、との疑問の声が上がりました。更に、JR東海が創ったリーフレットの中身も問題で、環境について何も触れられていない、という憤りの声もありました。

「命の水」と見舞金を送る

台風被害の組合員とOB宅へ

9月23〜24日にかけて太平洋側を通過した台風15号は、静岡県に大きな被害をもたらしました。これにより、OB2名宅が床下浸水、組合員3名宅が断水の被害に遭いました。



本部と名古屋地本は静岡地本組合員に見舞金を、本部と新幹線関西地本は組合員に飲料水を送りました。また、浜松運輸区分会は組合員とOB宅を訪問して、見舞い金を手渡しました。